

答 申 第 1 号

平成30年4月11日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

公用車のドライブレコーダー設置に伴う

個人情報の取扱いについて(答申)

平成30年1月17日付け芦総用第1606号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

第1 諮問内容

芦屋市では、平成25年度より、交通事故等における責任の明確化と処理の迅速化を図るため、公用車の一部にドライブレコーダーを設置している。

ドライブレコーダーによって収集された映像については、交通事故時等のものに限り利用することを予定していたため、個人情報保護の観点からも問題ないと判断していた。

しかしながら、平成29年9月26日に改正された芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号)(以下「条例」という。)に基づいて再検討を行った結果、近年のドライブレコーダーは、交通事故発生時のみならず、走行中及び駐停車中の映像も常時録画できるため、歩道を往来する個人の画像や公用車以外の車両のナンバー等を録画することから、個人情報を本人以外から収集することに該当するという結論に至ったため、条例第7条第2項第6号により審査会に諮問されたものである。

第2 審査会における審議及び結論

1 実施機関からの説明

審査会は、ドライブレコーダー設置に係る個人情報の取扱い等に関して実施機

関である総務部用地管財課から説明を受け、以下の事項を確認した。

(1) 平成25年度から現在に至るまでの設置及び管理運用状況について

ア 平成25年度から一部の公用車に、ドライブレコーダーの設置を開始しているが、個人情報に配慮をしながら管理運用しており、ドライブレコーダーを通じて収集される画像、音声及び運行情報（以下「データ」という。）については、交通事故時に実施機関が行う事故状況確認等のみ使用している。

イ 設置状況は、平成30年1月現在、公用車134台中49台（36.6％）に設置しており、新規購入車両については、購入時に設置し、未設置の車両については、順次設置する予定である。

ウ データを保険会社、研修機関、捜査機関等外部に提供した事例はない。

(2) 今後のドライブレコーダーの設置及び管理運用について

今後は以下の基準に従い、設置及び管理運用する予定である。なお、基準の明確化及び管理運用の統一化のため、規則又は要綱を策定する予定である。

ア ドライブレコーダーの設置は公用車の交通事故等に係る原因究明及び保険請求等の事務を目的とするものであり、それによって得られる画像の利用は、原則として目的の範囲内に合致する事務に限る。

イ 目的外利用及び外部提供については、条例第14条第1項及び第2項に定められた場合に限る。

ウ 条例第14条の規定に基づき画像の提供等を行うときは、提供を求める根拠、目的等を書面で提出させ、提供した画像の適正な管理、第三者への提供の制限及び使用後の速やかな廃棄を求める。

エ ドライブレコーダーの作動時間は、原則として公用車運行時である。

オ データは、ドライブレコーダー本体内に格納された記録媒体に記録される。

カ ドライブレコーダー本体及びデータの管理責任者を公用車所管課の長とし、操作取扱者を管理責任者に指定させる。

キ データの複製は原則行わない。ただし、上述の(2)ア及びイの場合に、利用又は提供する目的等に照らして必要な部分についてのみ複製データを作成し、複製データにはパスワード等を設定した上で施錠管理する。

ク データ及び複製データの加工は原則行わない。ただし、複製データについては、個人情報の保護等の観点から市長が特に必要と認めるときは加工することができる。

ケ データの保存期間は、原則としてメモリーカード等の記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。

コ 複製データの保存期間は原則1年間とし、証拠保全等特に必要がある場合のみ保存期間を別に定め、又は延長することができる。保存期間経過後は、複製データを消去又は破砕等する。

2 審査会の結論

審査会は、前記第2の1のとおり実施機関から説明を受け審議を行った結果、以下のとおり判断した。

- (1) ドライブレコーダーの設置に関しては、行政が不特定多数の個人情報を収集することとなるため、個人情報に特に配慮する必要がある。

本市においては平成25年度から設置及び管理運用を開始しているところ、本来であれば、開始時に、個人情報保護に配慮した明確な基準を作成した上で、設置及び管理運用すべきであった。この点において、これまでの設置及び管理運用のあり方そのものは、些か不適當であったと考える。

しかし、現在までは、データ等については実施機関が公用車にかかる交通事故の状況確認にのみ使用しており、外部提供等がなされた事実は認められず、結果としては問題がない状況である。

- (2) 次に、今後、実施機関が予定している設置及び管理運用の基準については、個人情報保護の観点から、ドライブレコーダーのデータ等の利用及び提供に関して用途が限定され、セキュリティについても適切な対策が講じられているものであると言える。

また、基準の明確化及び管理運用の統一化のため、基準を規則等によって明文化しておくことが必要であると考ええる。

そして、今後、明文化した基準に従ってドライブレコーダーを設置及び管理運用するならば、個人情報の保護の観点から見て、問題がないと考える。

- (3) ただし、上述のようにドライブレコーダーの設置は、行政が不特定多数の個人情報を収集することとなるため、収集した情報の管理運用の在り方によっては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある。そこで、審査会は答申に当たり、付帯意見として以下の事項を申し述べる。

ア 実施機関は、ドライブレコーダー、データ及び複製データ等について、個人の権利利益を不当に侵害することがないように慎重に管理運用すること

イ 実施機関は、定期的に記録媒体等の確認を行い、データ及び複製データの不正な加工、消去等を防止すること

ウ 実施機関は、利用又は提供する場合で疑義が生じた場合は、個人情報主管課から意見を聴取すること

エ 実施機関は、ドライブレコーダーの設置状況及び個人情報の収集、利用及び提供等の管理運用状況を取りまとめて、毎年審査会に報告すること

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年1月17日	諮問書の受理
平成30年1月17日	第1回審議
平成30年2月5日	諮問書の修正
平成30年2月7日	第2回審議
平成30年3月1日	第3回審議
平成30年4月11日	第4回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	